



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年12月27日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	牛 島 方 子	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734
出 納 管 理 課	用 度 係	宗 宮 由 佳	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

## 入札参加資格停止の措置について

### 1 概 要

三愛物産(株)の岐阜支店長が、岐阜県山県市発注の配水ポンプ盤更新工事の入札に関し、公契約関係競売入札妨害の疑いで令和5年11月29日に岐阜県警に逮捕された。

### 2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第4号並びに「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2及び別表第2第4号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

### 3 停止措置業者

三愛物産(株) (本店：愛知県名古屋市)

### 4 停止期間

令和5年12月28日から令和6年9月27日まで(9カ月)

### 5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領(抜粋)  
(資格停止)

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は**別表第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第 2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 4 次の(1)から(3)までに掲げる者が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 <b>(2) 一般役員等</b> (3) 使用人	10カ月以上12カ月以内 <b>7カ月以上9カ月以内</b> 4カ月以上6カ月以内

- 「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」(抜粋)  
 (入札参加資格停止)  
 第2 知事は、有資格業者が別表第1及び**第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置(以下「入札参加資格停止」という。)を行うものとする。

別表第 2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 4 次の(1)から(3)までに掲げる者が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 <b>(2) 一般役員等</b> (3) 使用人	10か月以上12か月以内 <b>7か月以上9か月以内</b> 4か月以上6か月以内